

横浜市セーフティネット住宅等見守りサービス補助事業事業者登録要領

制定 令和5年3月28日 建住政 第3502号
改正 令和7年10月1日 建住政 第1671号

(目的)

第1条 本要領は、横浜市セーフティネット住宅等見守りサービス補助事業実施要綱（以下「要綱」という。）第4条に基づき、補助金の交付対象となる事業者の登録に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(通則)

第2条 本要領における用語の意義は、要綱に定める用語の定義と同一のものとする。

(登録要件)

第3条 登録事業者は、次のすべての要件を満たすものでなければならない。

- (1) 登録事業者が、自ら又は他の事業者等を通じ、要綱第5条に定める見守りサービスを実施すること
- (2) 登録事業者が、賃貸人に対し、本事業の概要について説明を行うとともに、セーフティネット住宅への登録又は居住サポート住宅の認定申請を働きかけ、必要に応じてセーフティネット住宅への登録等の手続きの支援を行うこと
- (3) 登録事業者が、単身高齢者等の入居が促進されるよう積極的に広報を行うこと
- (4) 本事業に係るアンケートやレポートの作成依頼等へ協力すること

(登録事業者の募集)

第4条 登録事業者の募集は、本事業の実施期間内において、隨時行うものとする。

(登録事業者への申請)

第5条 登録を希望する事業者は、登録事業者申請書（第1号様式）に、次に定める書類を添えて、市長に申請しなければならない。

- (1) 誓約書兼同意書（第2号様式）
- (2) 見守りサービス概要（第3号様式）
- (3) 見守りサービスの概要が分かるパンフレット等

(登録)

第6条 市長は、前条に基づき、登録事業者への申請があった場合には、その内容を確認し、申請者が第3条の登録要件すべてを満たし、申請内容等に不備がないと認めるときは、登録事業者通知書（第4号様式）を、事業者に交付しなければならない。

(記載事項変更)

第7条 登録事業者は、所在地等に変更があった場合には、速やかに記載事項変更届出書（第5号様式）

及び必要な添付書類等を市長へ提出しなければならない。

(登録の取消し)

第8条 市長は、登録事業者が次のいずれかに該当した場合には、当該登録事業者の登録を取り消すことができる。

- (1) 登録事業者申請書（第1号様式）等に虚偽の内容が認められた場合
- (2) 著しく社会的信用を損なう等、登録事業者としてふさわしくないと認められる場合
- (3) 登録事業者から登録取消申請書（第6号様式）が提出され、その内容が適正であると認められる場合

附則

本要領は、令和5年3月28日から施行する。

本要領は、令和7年10月1日から施行する。

第1号様式（要領第5条関係）

年　月　日

横浜市長

〒

住所

事業者名

代表者名

登録事業者申請書

横浜市セーフティネット住宅等見守りサービス補助事業登録事業者として登録を受けたいの
で、横浜市セーフティネット住宅等見守りサービス補助事業事業者登録要領第5条に基づき申
請します。

事業者名	
代表者氏名	
本社所在地	
担当者氏名	
連絡先 (電話番号)	
連絡先 (Eメール)	
単身高齢者等の入居促進に 向けた広報に係る取組など	

添付書類

- (1) 誓約書兼同意書（第2号様式）
- (2) 見守りサービス概要（第3号様式）^注
- (3) 見守りサービスの概要が分かるパンフレット等

注　複数のサービスを本事業の対象としたい場合は1サービスにつき1枚記載してください。

※ 適宜様式を修正して使用することができる。

第2号様式（要領第5条関係）

誓約書兼同意書

横浜市セーフティネット住宅等見守りサービス補助事業登録事業者への申請に当たり、以下について誓約いたします。

- (1) 横浜市セーフティネット住宅等見守りサービス補助事業事業者登録要領第3条に規定する登録要件を満たすこと。
- (2) 横浜市セーフティネット住宅等見守りサービス補助事業実施要綱及び横浜市セーフティネット住宅等見守りサービス補助事業事業者登録要領に記載された事項を遵守すること。
- (3) 申請内容に虚偽がないこと。

また、横浜市暴力団排除条例第8条に基づき、代表者又は役員に暴力団員がいないことを確認するため、本様式に記載された情報を神奈川県警察本部長に照会することについて、同意します。

加えて、記載された全ての役員に同趣旨を説明し、同意を得ています。

役職名	氏名	氏名のカナ	生年月日	性別	住 所

事業者名

代表者氏名

※適宜様式を修正して使用することができる。

第3号様式（要領第5条関係）

見守りサービス概要

サービス名称	
初期費用 (税抜)	円
月額費用 (税抜)	円
サービス内容	<p>(1) IoT等の技術を活用し、単身高齢者等に負担なく見守りサービスを提供すること 内容：</p> <p>(2) 見守りサービス機器の設置及び初期設定が簡単であり、速やかに利用できること 内容：</p> <p>(3) 見守りサービス機器に係るメンテナンスの負担が少ないと 内容：</p> <p>(4) 最低1日1回単身高齢者等の安否確認を行うこと 内容：</p> <p>(5) 異常が発生した際に、住宅の管理者又は親族等に必ず連絡がいくこと 内容：</p>
特徴	

※記載いただいた内容は、ホームページ等で公表します。

※適宜様式を修正して使用することができる。

第4号様式（要領第6条関係）

第 号
年 月 日

様

横浜市長

登録事業者通知書

年 月 日に申請のありました横浜市セーフティネット住宅等見守りサービス補助事業の登録事業者申請書に基づき審査した結果、横浜市セーフティネット住宅等見守りサービス補助事業の登録事業者として登録しましたので通知します。

事業者名	
代表者氏名	
本社所在地	

第5号様式（要領第7条関係）

年　月　日

横浜市長

〒

住所

事業者名

代表者名

記載事項変更届出書

横浜市セーフティネット住宅等見守りサービス補助事業事業者登録要領第7条に基づき、記載事項変更届出書を提出します。

変更内容

変更前	変更後

※適宜様式を修正して使用することができる。

第6号様式（要領第8条関係）

年　月　日

横浜市長

〒

住所

事業者名

代表者名

登録取消申請書

横浜市セーフティネット住宅等見守りサービス補助事業事業者登録要領第8条の規定により、
横浜市セーフティネット住宅等見守りサービス補助事業の登録事業者の取消しを申請します。

事業者名	
代表者氏名	
本社所在地	
取消しの理由	

※適宜様式を修正して使用することができる。